

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則	一	○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	五
○土地改良事業計画の適否決定	一	○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	五
○右同	二	○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	五
○右同	三	○開発行為に関する工事の完了	六
○土地改良事業の施行同意	三	○右同	六
○土地区画整理事業の事業計画の変更認可	三	○(県営水道)公告	七
○都市計画の案の縦覧	四	○一般競争入札の実施	九
○道路の指定	四	○右同	九
○道路の位置指定	四	○(正誤) 平成十六年八月三日付け奈良県公報第千五百九十号正誤表	一二
○右同	四		

規則

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第九号

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則
奈良県文化会館条例施行規則(昭和四十三年四月奈良県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 映写設備の項中

オーバーヘッドプロジェクター(B)	一台	九〇
-------------------	----	----

〇円

を

オーバーヘッドプロジェクター(B)	一台	九〇〇円
ビデオプロジェクター	一台	五、〇〇〇円
液晶ビジョン	一台	二、五〇〇円

に改め、

同表中継設備の項中

音声調整卓	一卓	一、〇〇〇円
液晶ビジョン	一台	二、五〇〇円

を

音声調整卓	一卓	一、〇〇〇円
-------	----	--------

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

奈良県告示第二百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年八月二十六日次の表の上欄の者の協議に

係る土地改良事業計画は、適当と決定した。
 なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。
 平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
安堵町長 島田 悠紀夫	水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 笠目地区	平成十六年九月六日から同月二十七日まで 安堵町役場
安堵町長 島田 悠紀夫	水と農地活用促進事業 (農道整備) 窪田地区	平成十六年九月六日から同月二十七日まで 安堵町役場

奈良県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年八月二十七日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業 (ため池整備)	平成十六年九月六日から同月二十七日まで

大和郡山市長 上田 清	千束池地区	大和郡山市役所
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業 (頭首工整備) 池之内地区	平成十六年九月六日から同月二十七日まで 大和郡山市役所
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 馬司2地区	平成十六年九月六日から同月二十七日まで 大和郡山市役所
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 新木2地区	平成十六年九月六日から同月二十七日まで 大和郡山市役所
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 本庄地区	平成十六年九月六日から同月二十七日まで 大和郡山市役所
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業 (農道整備) 八条地区	平成十六年九月六日から同月二十七日まで 大和郡山市役所
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業 (農道整備) 上三橋地区	平成十六年九月六日から同月二十七日まで 大和郡山市役所
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業 (農道整備) 新庄地区	平成十六年九月六日から同月二十七日まで 大和郡山市役所

大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業 (農道整備) 椎木地区	平成十六年九月六日から同月二十七日まで 大和郡山市役所
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業 (農道整備) 発志院2地区	平成十六年九月六日から同月二十七日まで 大和郡山市役所

奈良県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年八月二十七日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

協議者 明日香村長 関 義清	事業計画 水と農地活用促進事業 (農道整備) 東山地区	縦覧期間及び場所 平成十六年九月六日から同月二十七日まで 明日香村役場
----------------------	--------------------------------------	---

奈良県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年八月二十五日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年九月三日

協議者 斑鳩町長 小城 利重	事業名 水と農地活用促進事業（用排水路整備）	地区名 高安地区
----------------------	---------------------------	-------------

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第二百八十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり南大和田園都市牧野A南地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 施行者の住所及び名称
大阪市北区梅田三丁目三番五号
大和ハウス工業株式会社
- 二 事業施行期間
平成十二年三月三十日から平成二十年三月三十一日まで
- 三 施行地区及び工区
第一工区
五條市木ノ原町、釜窪町、大沢町の各一部
第二工区
五條市木ノ原町、釜窪町、畑田町の各一部
第三工区
五條市木ノ原町、中之町の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称
南大和田園都市牧野A南地区土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地
大阪市北区梅田三丁目三番五号
- 六 施行認可の年月日

平成十二年三月三十日
変更認可の年月日

平成十六年八月二十五日

奈良県告示第二百八十八号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 一・三・二 京奈和自動車道（大和道路）	大和郡山市伊豆七条町、横田町、馬司町、八条町 天理市南六条町

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部都市計画課、大和郡山市まちづくり推進部都市計画課及び天理市建設部都市計画課

三 縦覧期間

平成十六年九月三日から同月十七日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十六年九月十七日までに必着するように提出する（ハ）と。

奈良県告示第二百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

一 道路の種類

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路

二 路線名

県道 河合大和高田線

三 道路の指定区域

北葛城郡河合町池部二丁目二六六番二六から北葛城郡河合町池部二丁目二六六番二

五まで

四 道路の幅員 一・二・〇メートルから一・三・四メートルまで

五 道路の延長 一六・七七メートル

六 指定年月日 平成十六年八月二十五日

奈良県告示第二百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

一 指定の場所（平成十六年八月十日現在の地番による。）

生駒郡斑鳩町神南五丁目三六一番地ノ一四六の一部

二 申請者氏名 小松豊

三 申請者住所 生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目九番七号

四 道路の幅員 四・二〇メートル

五 道路の延長 三四・七二メートル

六 指定年月日 平成十六年八月二十四日

七 指定番号 郡土第一六〇八号

奈良県告示第二百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年八月二十日現在の地番による。）
生駒郡斑鳩町目安北二丁目三三五番地ノ一〇及び三六五番地ノ一四
- 二 申請者氏名 奥野繁良
- 三 申請者住所 生駒郡斑鳩町目安北三丁目三番二四号
- 四 道路の幅員 四・二〇メートル
- 五 道路の延長 二・三四メートル
- 六 指定年月日 平成十六年八月二十六日
- 七 指定番号 郡土第一六〇九号

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
有限会社シヤロム	磯城郡田原本町千代三四六一一三	訪問介護事業所シヤロム	磯城郡田原本町千代三四六一一三	居宅介護	平成十六年九月一日
有限会社ケア・ウエスト	香芝市真美ヶ丘六一九一三二一五〇六	訪問介護事業所あっぱれ	大和郡山市小泉町一六一四一二一二〇六	居宅介護	平成十六年九月一日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
株式会社アイ・オーエス	奈良市三碓二一四一四一〇一	介護センターいふくろうの里吉野	吉野郡大淀町比曽一〇七一六	デイサービス	平成十六年九月一日
有限会社ライフケア	吉野郡大淀町土田三六	有限会社ライフケア	吉野郡大淀町土田三六	居宅介護	平成十六年九月一日
有限会社ケア・ウエスト	香芝市真美ヶ丘六一九一三二一五〇六	訪問介護事業所あっぱれ	大和郡山市小泉町一六一四一二一二〇六	居宅介護	平成十六年九月一日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社シ ヤロム	磯城郡田原本町 千代三四六一 三	訪問介護事 業所シヤロ ム	磯城郡田原本 町千代三四六 一三	居宅介護	平成十六 年九月一 日
有限会社陽 だまり	北葛城郡新庄町 笛吹五〇一	つばさ	吉野郡大淀町 下淵一〇〇 一、一一〇 一五、一一 〇二、一一〇 二一七	地域生活援 助	平成十六 年九月一 日
有限会社ケ ア・ウエス ト	香芝市真美ヶ丘 六一九一三二 五〇六	訪問介護事 業所あつぱ れ	大和郡山市小 泉町一六一四 一二二〇六	居宅介護	平成十六 年九月一 日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号
平成十五年十二月二十六日第七二一一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月二十六日第六〇八五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年八月二十六日第三八八〇号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市曲川町七丁目五二九番地ノ三七、五二九番地ノ四六、五三六番地ノ一、五三
七番地ノ三、五三七番地ノ四及び五三七番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市雲梯町三五〇番地三一

綿松ハウジング 代表者 綿松廣育

五 公共施設の種類の、位置及び区域

道路 橿原市曲川町七丁目五二九番地ノ三七、五二九番地ノ四六、五三六番地ノ一
の一部及び五三七番地ノ四

下水道 橿原市曲川町七丁目五二九番地ノ三七、五二九番地ノ四六、五三六番地ノ
一及び五三七番地ノ四の各一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。
平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年七月二十二日桜土第三七七八号

平成十六年八月十二日桜土第三七七八一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月二十日桜土第五六一六号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市葛本町七三四番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区六万休町一番五号 エーリー夕陽丘一階
有限会社ハヤシ宝飾 代表取締役 林成浩

一 許可番号

平成十六年八月二日桜土第三七一一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月二十日桜土第五六一五号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字外山九五番地ノ一、九五番地ノ三及び九五番地ノ四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三
株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

県営水道公告

御所浄水場一系排水池改良工事（電気）に伴う工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定により公告します。

平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

一 競争入札に付する業務の概要

1 工事名

御所浄水場一系排水池改良工事（電気）

2 工事場所

御所市戸毛三六七一一二

3 工事概要

現場操作継電気盤 一式

コントロールセンター 一式

監視制御装置機能追加 一式

その他設備工事 一式

4 工事期間

約六か月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち電気設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による電気工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。

4 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内における直近のもの。以下同じ）の結果における総合評点（電気工事についての総合評点をいいます。以下同じ）が九百点以上の者であること。

5 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における電気工事の平均完成工事高が、一億一千万円以上であること。

6 過去十年以内に、水道法に基づく浄水施設の更新又は改良に係る、本工事の主要機器（電気、計装設備の回路システム）を含む電気設備工事の元請施工実績を有し、現在も当該主要機器の自社による設計及び製作ができる。

なお、外注及びOEM契約によるものは、「自社による設計及び製作」には該当しません。

7 この工事に係る主要機器（6に記載）の据え付け、試運転調整等の現地施工ができる者であること。

8 次の条件を満たす主任技術者または監理技術者を、この工事を行う期間中専任で配置できること。

(一) 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(二) 過去十年以内に上下水道処理施設（電気設備）工事の従事経験を有する者であること。

(三) 監理技術者であつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付

を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込のあつた日以前に3か月以上の雇用関係にあるものであること。

9 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社日水コン 大阪支所
所在地 大阪市淀川区西宮原二丁目一番三号

10 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

11 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

12 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

三 競争入札参加資格の確認の手続

この工事の入札に参加しようとする者は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 申請書及び資料の様式の配布

申請書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間

平成十六年九月三日（金）から同月十日（金）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前九時から午後五時（同月十日にあつては、午後四時）まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の一二

奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎三階）

2 申請書及び資料の提出

(一) 期間

平成十六年九月九日（木）及び同月十日（金）の午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

(三) 申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

(四) 提出部数は、各一部とします。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成十六年九月十三日（月）に通知します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合には、同月十四日（火）までにその旨を記載した書面を奈良県水道局総務課まで持参してください。書面の提出があつた場合には、同月十五日（水）までに回答します。

4 その他

(一) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。

(二) 提出された資料は、返却しません。

四 入札説明会の開催及び設計図書等の配付

1 競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催し、設計図書等（契約書案、入札及び契約条件、図面、仕様書その他の書類をいいます。以下同じ。）を次のとおり配付します。

(一) 日時

平成十六年九月十五日（水）午後二時から

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の一二

奈良県奈良総合庁舎一階会議室

(三) その他

配布に要する費用は、各自負担しなればなりません。

2 設計図書について質問がある場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参してください。

(一) 日時

平成十六年九月二十一日(火) 午前十時から午後四時まで (正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

3 2の質問に対しては、平成十六年九月二十二日(水) 午後一時から奈良県水道局総務課において回答します。

五 入札執行の日時及び場所

1 日時

平成十六年十月四日(月) 午後二時

2 場所

四の1の(二)に同じ。

六 入札の方法等

1 入札は持参によるものとし、郵便及び電送による入札は、取り扱いません。

2 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札回数は、一回とします。

七 最低制限価格

最低制限価格を設定します。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

九 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札

2 虚偽の申請を行った者のした入札

3 入札心得又は入札及び契約条件に違反した入札

十 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除します。

契約保証金は奈良県営水道契約規程(昭和四十二年六月二十日奈良県営水道企業管
理規程第六号)第十九条に基づき納付してください。

十一 契約書の作成

作成を要します。

十二 予定価格及び最低制限価格の額

1 この工事の予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む)は、一三三、
〇八五、〇〇〇円です。

2 この工事の最低制限価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む)は、九六、
一二二、二五〇円です。

3 なお、右記1及び2については、仕様書にも記載しています。

十三 手続きの中止

入札参加者が一者のときは、それが判明した時点で、入札を含む以後の手続きを中
止します。

十四 その他

詳細は、入札説明書によります。

十五 問い合わせ

不明な点については、奈良県水道局総務課(電話〇七四二―二五―〇七七―内線三
三六)まで問い合わせてください。

御所浄水場一系排水池改良工事(機械)に伴う工事請負契約について、次のとおり一
般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施
行令」といいます。)第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定によ
り公告します。

平成十六年九月三日

奈良県知事 柿本善也

一 競争入札に付する業務の概要

1 工事名

御所浄水場一系排水池改良工事（機械）

2 工事場所

御所市戸毛三六七―二

3 工事概要

ポンプ設備工事 一式

4 工事期間

約六か月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち機械設備工事又は上下水道設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による機械器具設置工事業又は水道施設工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第六十七号の四の規定に該当する者でないこと。

3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。

4 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内における直近のもの。以下同じ）の結果における総合評点（機械器具設置工事業又は水道施設工事業についての総合評点をいいます。以下同じ）が九百点以上の者であること。

5 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における機械器具設置工事業又は水道施設工事の平均完成工事高が、七千万円以上であること。

6 過去十年以内に、水道法に基づく浄水施設の更新又は改良に係る、本工事の主要機器である水中ポンプ（口径三五〇ミリメートル以上、容量一〇立方メートル・毎分以上かつ揚程二〇メートル以上のものに限る）の電気設備工事の元請施工実績を有し、現在も当該主要機器の自社による設計及び製作ができる。

なお、外注及びOEM契約によるものは、「自社による設計及び製作」には該当

しません。

7 この工事に係る主要機器（6に記載）の据え付け、試運転調整等の現地施工ができる者であること。

8 次の条件を満たす主任技術者または監理技術者を、この工事を行う期間中専任で配置できること。

(一) 過去十年以内に上下水道処理施設（機械設備）工事の従事経験を有する者であること。

(二) 監理技術者であつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込のあつた日以前に3か月以上の雇用関係にあるものであること。

9 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 株式会社日水コン 大阪支所

所在地 大阪市淀川区西宮原二丁目一番三号

10 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

11 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

12 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

三 競争入札参加資格の確認の手続

この工事の入札に参加しようとする者は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければな

りません。

1 申請書及び資料の様式の配布

申請書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間

平成十六年九月三日(金)から同月十日(金)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)(の午前九時から午後五時(同月十日にあつては、午後四時)まで(正午から午後一時までを除きます。))

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の一二
奈良県水道局総務課(奈良県奈良総合庁舎三階)

2 申請書及び資料の提出

(一) 期間

平成十六年九月九日(木)及び同月十日(金)の午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

(三) 申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

(四) 提出部数は、各一部とします。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成十六年九月十三日(月)に通知します。

なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合には、同月十四日(火)までにその旨を記載した書面を奈良県水道局総務課まで持参してください。書面の提出があった場合には、同月十五日(水)までに回答します。

4 その他

(一) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。

(二) 提出された資料は、返却しません。

(三) 参加資格の確認の結果、資格を有する者が一者であるときは、入札を含む以後の手続きを行いません。

四 入札説明会の開催及び設計図書等の配付

1 競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催し、設計図書等(契約書案、入札及び契約条件、図面、仕様書その他の書類をいいます。以下同じ。)(を次のとおり配付します。

(一) 日時

平成十六年九月十五日(水)午後二時半から

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の一二
奈良県奈良総合庁舎一階会議室

(三) その他

配布に要する費用は、各自負担しなければなりません。

2 設計図書について質問がある場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参してください。

(一) 日時

平成十六年九月二十一日(火)午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

3 2の質問に対しては、平成十六年九月二十二日(水)午後一時から奈良県水道局総務課において回答します。

五 入札執行の日時及び場所

1 日時

平成十六年十月四日(月)午後二時半

2 場所

四の1の(二)に同じ。

六 入札の方法等

1 入札は持参によるものとし、郵便及び電送による入札は、取り扱いません。

2 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消

- 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。
- 3 入札回数は、一回とします。
- 七 最低制限価格
最低制限価格を設定します。
- 八 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 九 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
2 虚偽の申請を行った者のした入札
3 入札心得又は入札及び契約条件に違反した入札
- 十 入札保証金及び契約保証金
入札保証金は免除します。
契約保証金は奈良県営水道契約規程（昭和四十二年六月二十日奈良県営水道企業管理規程第六号）第十九条に基づき納付してください。
- 十一 契約書の作成
作成を要します。
- 十二 予定価格及び最低制限価格の額
1 この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）は、七一、一〇一、八〇〇円です。
2 この工事の最低制限価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）は、六〇、四三五、九〇〇円です。
3 なお、右記1及び2については、仕様書にも記載しています。
- 十三 手続きの中止
入札参加者が一者のときは、それが判明した時点で、入札を含む以後の手続きを中止します。
- 十四 その他
詳細は、入札説明書によります。

十五 問い合わせ
不明な点については、奈良県水道局総務課（電話〇七四二―二五―〇七七―内線三三六）まで問い合わせてください。

正 誤

平成十六年八月三日付け奈良県公報第千五百九十号正誤表

頁	段	行	誤	正
一	下	三	平成十六年四月二十六日第七二一―八二二号	平成十五年九月三日第七二一―五二二号 平成十六年三月十日第七二一―五二一―一号 平成十六年六月十七日第七二一―五二一―二号
十一		九及び	香芝市鎌田一八七番地ノ九の一部、一八七番地ノ一〇、一八七番地ノ一一、一八八番地ノ五及び一八九番地ノ五	御所市大字櫛羅二二四番地ノ一、二二四番地ノ二、二二四番地ノ三、二二四番地ノ四、二二四番地ノ五、二二四番地ノ六、二二四番地ノ七、二二四番地ノ八、二二四番地ノ九、二二四番地ノ一〇、二二四番地ノ一一及び二二四番地ノ一二並びに大字東松本六九番地ノ二、六九番地ノ四、六九番地ノ五及び六九番地ノ六
			香芝市今泉四六四ノ一番地	大阪府東大阪市荒川三丁目一

十六及び十七	十四及び十五	十二	
下水道 香芝市鎌田一八七番地ノ九、一八七番地ノ一一、一八八番地ノ五及び一八九番地ノ五の各一部	道路 香芝市鎌田一八七番地ノ九の一部、一八七番地ノ一〇、一八七番地ノ一一の一部、一八八番地ノ五の一部及び一八九番地ノ五の一部	松永建築株式会社 代表取締役 松永敦	
下水道 御所市大字櫛羅二二四番地ノ一並びに大字東松本六九番地ノ四	道路 御所市大字櫛羅二二四番地ノ一並びに大字東松本六九番地ノ二及び六九番地ノ四	株式会社佐保工務店 代表取締役 佐保博文	二番一二号

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。